

鶴岡市中小企業振興条例 案

(令和 年 月 日条例第 号)

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者、経済団体及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業に関する施策を推進することにより、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済団体 商工会議所、商工会その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき推進するものとする。

- (1) 中小企業の多様で活力ある成長及び発展が図られること。
- (2) 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本とすること。
- (3) 市、中小企業者、経済団体、市民等中小企業の振興に関わる全てのものが中小企業の果たす役割の重要性を理解し、一体となって取り組むこと。
- (4) 中小企業の持続的な発展を図り、地域内循環型経済を推進すること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、国、山形県、中小企業者で組織する団体、経済団体、市民等と連携を図りながら施策を実施するものとする。
- 3 市は、中小企業者の意見を聴き、中小企業の実態を把握し、その結果を適切に施策に反映するよう努めるものとする。
- 4 市は、地域経済及び地域社会の健全な発展を図るため、中小企業者と締結しようとする契約について、公正性、透明性及び競争性を確保するとともに、品質及び適正な履行が確保できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、基本理念に基づき、経済状況の変化に対応した自主的な経営基盤の強化、経営の革新等に努めるとともに、事業活動を通じて地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

2 中小企業者は、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら中小企業の振興を図るよう努めるものとする。

(経済団体の役割)

第6条 経済団体は、基本理念に基づき、中小企業者の経営の向上及び改善に資するため、中小企業者に対して積極的な支援を行うよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念に基づき、中小企業者の生産する製品及び提供するサービス等を利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化及び経営の革新を図ること。
- (2) 中小企業の雇用の安定及び資金調達の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業の新たな事業活動の促進及び事業継続を図ること。
- (4) 企業の立地及び産業の集積を図ること。
- (5) 中小企業の振興に関する市民の理解の増進及び協力の推進を図ること。

(施策の効果的かつ効率的な実施)

第9条 市は、中小企業の振興に関する施策を効果的かつ効率的に実施するため、中小企業者間の連携及び中小企業者と中小企業者以外のものとの連携の促進のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(資金の円滑な供給)

第10条 市は、中小企業者が資金を円滑に調達することができるようにするため、金融機関等と連携し、融資制度の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(その他中小企業の振興に関する施策)

第11条 市は、前2条に定めるもののほか、中小企業の振興に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。